

浦安市まちづくり活動プラザの設置 及び管理に関する条例施行規則の 一部改正（案）について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和7年 10 月 15 日（水）～11 月 14 日（金）

浦安市市民経済部 まちづくり活動プラザ

意見募集概要

1. 件名

浦安市まちづくり活動プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について

2. 概要

市では、浦安市まちづくり活動プラザ設置及び管理に関する条例施行規則を改正し、公共施設予約システム再構築に伴う手続きの電子化に関する事項等を定めます。このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

- ・新旧対照表

4. 担当課

浦安市市民経済部 まちづくり活動プラザ

5. 募集期間

令和7年10月15日（水）～11月14日（金）

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所10階）、まちづくり活動プラザ（入船五丁目45番1号）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

11月14日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものをまちづくり活動プラザへ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-0012 浦安市入船5-45-1 まちづくり活動プラザへ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市まちづくり活動プラザ設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について」とし

FAX 047-304-7041、メール shimindaigaku@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。